

(紛争解決等の責任)

第20条 対象物件の使用に関し、他の区分所有者等との間に紛争が生じたときは、区分所有者等は、誠実にその紛争の解決又は処理に当たらなければならない。

2 前項に規定する場合において、紛争の当事者は、理事会に対して意見を求めることができる。

(細則外事項)

第21条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

(細則の改廃)

第22条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければならない。

附 則

(本細則の発効)

第1条 本細則は、規約が発効する日から効力を発する。

ペット飼育細則

ペット飼育細則

アクアステージグランアルト越谷レイクタウン管理組合（以下「管理組合」という。）は、ペットの飼育に関し、アクアステージグランアルト越谷レイクタウン管理規約（以下「規約」という。）第18条（使用細則等）に基づき、次のとおりペット飼育細則（以下「本細則」という。）を定める。

（精神）

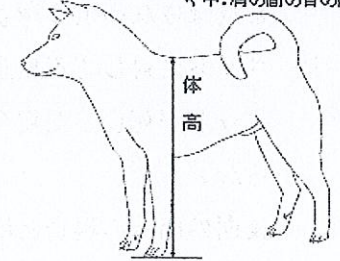
第1条 本細則は、本マンション内でペットを飼育する場合、人と動物とが調和した、清潔かつ安全で潤いのある生活を実現するため、その飼い主が励行しなければならないルールを定めたもので、飼い主は本細則を厳守することを誓約できる場合のみ住戸内でのペット飼育が認められる。飼い主が、本細則に違反し、他の区分所有者等及び近隣住民に危害や迷惑を与えた場合や、動物愛護の精神に著しく反する行為があつて、管理組合から「飼育する資格がない」と認定された場合は、その指示にすみやかに従わなければならない。

（飼育可能なペットの種類）

第2条 ペットを飼う区分所有者等（以下「飼育者」という。）が本マンションにおいて飼育できる動物は、次のとおりとする。

- 一 犬及び猫。
- 二 小鳥、齧歯類（リス・ハムスター・ハツカネズミ・プレーリードッグ）、籠若しくは水槽内で飼育する鳥類・観賞魚・昆虫・小動物。（ただし、鳩は室外へ出すことにより他に迷惑をおよぼす恐れがあるため禁止とする。）

*犬の体高(※甲の最高点より地上までの垂直の高さ)
※甲:肩の間の背の隆起



- 2 前項に規定するペットは次の条件をすべて満たすものに限る。
 - 一 毒のあるハ虫類、昆虫等、人に著しく不快感を与えるものでないこと
 - 二 予防注射等法定の必要事項を満たしていること
 - 三 関係法令及び関係条例等に規定する飼い主の義務を遵守すること
- 3 飼育できる犬種は別表1のとおりとする。
- 4 別表1に示されていない犬種については、体高40cm以下若しくは体重10kg以下の犬に限り飼育することができるものとし、体高40cm、体重10kgの双方とも超えた場合は飼育することができなくなるものとする。
- 5 犬・猫・齧歯類については、1住戸に付きあわせて2匹まで飼育可能とする。また、鳥類は1籠までとする。
- 6 室内の水槽等の容器内で飼い、他に迷惑や危険をおよぼす恐れのない観賞魚や昆虫、小動物は第4条の規定に関わらず飼育申請手続きは不要とし、一般的な良識の範囲内で飼うことができるものとする。
- 7 前各項の範囲内のペットであっても、他の区分所有者等に生活上支障又は危害を与えると管理組合が判断した場合には、飼育を禁ずる場合がある。

(遵守事項)

第3条 飼育者及びペット連れの来訪者を招いた区分所有者等は、良識ある飼育に努めるとともに快適な共同生活を営むために、次の事項を守らなければならない。

- 一 廊下、階段等の共用部分及び敷地内では、ペットはケージ等に入れるかリード等をつけて抱きかかえるかして移動すること。
- 二 ペットは自己の住戸部分で飼うものとし、バルコニー等の共用部分に出さないよう管理すること。
- 三 自己の住戸部分以外でペットに餌や水を与えたり、排泄をさせないこと。また、排泄物を処理する用具を必ず所持すること。
- 四 ペットの毛の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、毛や羽等の飛散を防止するものとし、窓を閉め住戸部分内で行うこと。ペットの異常な鳴声や糞尿等から発する悪臭によって、他の区分所有者等に迷惑をかけないこと。
- 五 ペット及び飼育環境は常に清潔に保つと共に、疾病の予防、ノミ・ダニ等の衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
なお、シャンプーや入浴等については必ず浴室を利用すること。また、排水口に目皿を設置する等、入浴の際の脱毛を排水管に流さないよう努めること。
- 六 犬は狂犬病予防法第5条に定める予防接種を受けること。
- 七 ペットが人や他の動物にかみつく等の危害を及ぼさないよう努めること。
- 八 ペットが建物、植木、その他に損害を与えないよう努めること。
- 九 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の区分所有者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- 十 ペットに対して不用意な行動による事故等の発生がないように十分注意すること。
- 十一 ペットが死亡した場合には、各自で適切な処理をし、専有部分内にペットの死骸を残置してはならない。
- 十二 長期外出等の場合には、専有部分内にペットを残置してはならない。
- 十三 犬、猫等が廊下、階段、エレベーター等の共用部分や敷地内で万一排泄した場合は、すみやかに糞尿処理するとともに、排泄箇所を水でよく洗い流す等衛生的な後始末を行うこと。
- 十四 エレベーターを利用する場合はペットをケージ等に入れるかリード等をつけて抱きかかえるものとし、他の同乗者がいる場合は同乗者の承諾を得て利用すること。

(飼育申請手続)

第4条 区分所有者等でペットを飼うことを希望する者は、管理組合に対して次に掲げる手続を行わなければならない。

- 一 ペットを飼う場合は、事前にペット飼育申請書(様式1。写真添付)及び本細則の各条項を遵守する旨の誓約書(様式2)を提出し、予め飼うことについて管理組合の承認(様式3の「ペット飼育承認書」)を受けること。

また、区分所有者より専有部分の貸与を受けている占有者(賃借人等)が飼育の申請をしようとするときは、事前にそのペットを飼うことについてその区分所有者の承諾を必要とする。

- 二 犬を飼う場合であって、前号に定めるペット申請書提出時に狂犬病予防法第4条に定める鑑札及

び同法第5条に定める注射済票の取得が間に合わない場合については、取得後すみやかに写しを提出すること。

- 三 第一号の承認を得たペットが死亡したとき、又はそのペットの飼育をやめたときは、様式4のペット飼育中止届をすみやかに管理組合に提出すること。

(管理組合の承認)

第5条 管理組合は、前条のペット飼育申請書及び誓約書の提出があった場合、本細則第2条及び第4条に定める条件を審議し、飼育の可否を当該申請者に通知するものとする。管理組合は承認のときは様式3のペット飼育承認書を交付する。

(賠償責任)

第6条 ペットが原因で発生した事故・汚損・破損等は、当該ペットの飼育者が自己の責任と負担において一切処理・解決しなければならない。

(盲導犬等に対する配慮)

第7条 区分所有者等が、盲導犬、聴導犬、介助犬等の動物(以下「盲導犬等」という。)を必要とする場合においては、管理組合及び他の区分所有者等は、その動物の必要性に十分配慮するものとする。

2 盲導犬等については、次に掲げる条項の適用を除外する。

- 一 本細則第2条第3項、第4項
- 二 本細則第3条第一号、第十四号

(飼育者に対する指導、禁止等)

第8条 飼育者が本細則に違反したり、他の区分所有者等又は近隣住民に迷惑や危険を及ぼした場合は、自己の責任においてすみやかに解決を図ることとする。万一、解決が図れないときは、管理組合は理事会の決議に基づきその飼育者を指導することができる。

2 管理組合の指導にもかかわらず、問題が解決されない場合、理事会は当該飼育者に対しそのペットを飼育することを禁止することができる。

3 ペット飼育を禁止された飼育者は、新たな飼育者を探す等すみやかに適切な措置をとらなければならない。

(細則の改廃等)

第9条 本細則の改廃は、総会の決議による。

2 本細則に定めのない事項が生じたときは、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

附 則

(細則の発効)

第1条 本細則は、規約が発効する日から効力を発する。

(別表1)
飼育できる犬種一覧

アーフェンピンシャー	トイ・プードル
アメリカン・コッカー・スパニエル	トイ・マンチェスター・テリア
イタリアン・グレーハウンド	日本・スピッツ
イングリッシュ・コッカー・スパニエル	日本テリア
ウェスト・ハイランドホワイト・テリア	ノーフォーク・テリア
ウェルシュ・コーギー・カーディガン	ノーリッチ・テリア
ウェルシュ・コーギー・ペンブローク	パーソン・ラッセル・テリア
ウェルシュ・テリア	パグ
オーストラリアン・シルキー・テリア	バセット・ハウンド
オーストラリアン・テリア	パピヨン
カニンヘン・ダックスフンド	ビーグル
キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	ビジョン・フリーゼ
キング・チャールズ・スパニエル	プチ・バセット・グリフォン・バンデーン
ケアーン・テリア	プチ・プラバンソン
コーイケルホンディエ	ブリュッセル・グリフォン
コトン・ド・チュレアール	ペキニーズ
サセックス・スパニエル	ベルジアン・グリフォン
シー・ズー	ボーダー・テリア
シーリハム・テリア	ボストン・テリア
シェットランド・シープドッグ	ボメラニアン
柴	ボロニーズ
ジャーマン・スピッツ・ミッテル	マルチーズ
ジャーマン・ハンティング・テリア	ミディアム・プードル
ジャック・ラッセル・テリア	ミニチュア・シュナウザー
スカイ・テリア	ミニチュア・ダックスフンド
スコティッシュ・テリア	ミニチュア・ピンシャー
スタッフォードシャー・ブル・テリア	ミニチュア・プードル
スムース・フォックス・テリア	ミニチュア・ブル・テリア
ダンディ・ディンモント・テリア	ヨークシャー・テリア
チベタン・スパニエル	ラサ・アプソ
チベタン・テリア	レークランド・テリア
チャイニーズ・グレステッド・ドッグ	ローシェン
チワワ	ワイアー・フォックス・テリア
狆	

様式1

ペット飼育申請書

平成 年 月 日

アクアステージグランアルト
越谷レイクタウン管理組合 御中

(申請者)

号室

氏名



私は、ペット飼育細則を遵守することを誓約し、同細則第4条に基づいて、次のとおりペットの飼育を申請します。(併せて誓約書を提出)

記

1 飼育するペット (現状)

- 一 種類
- 二 犬種等
- 三 飼育開始 年 月
- 四 性別
- 五 大きさ (体高・体長)
- 六 体重
- 七 色

2 添付書類

- 誓約書
 - 写真
 - 保健所犬鑑札 (写し) ※
 - 狂犬病予防注射済票 (写し) ※
- ※新たに犬を飼育する場合であって、申請書提出時に未取得である場合は、取得後、すみやかに提出すること。

以上

受付記入欄	受付印	受付印

※様式例ですので、書式は変更となる場合があります。
(実際の書類は管理事務室に用意することとします)